第五節　振興開発のためのその他の特別措置

本則に次の一条を加える。

第六十六条　第十七条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第二項中「平成二十五年度」を「平成三十年度」に改める。

附則第三項中「平成二十六年度」を「平成三十一年度」に、「第五項まで及び第二十七条」を「第四項まで、第二章第三節及び第六十条」に改める。

附則第四項を次のように改める。

4　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、附則第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附則第五項及び第六項を削り、附則第七項を附則第五項とし、附則第八項を附則第六項とする。

附則第九項中「附則第七項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十項中「附則第七項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第十一項中「附則第七項」を「附則第五項」に、「附則第八項及び第九項」を「附則第六項及び第七項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十二項及び第十三項を削る。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第二条　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「―第四条」に、「第二章　小笠原諸島振興開発計画等（第三条―第十条）」を

第二章　小笠原諸島振興開発計画等（第三条―第十条）
第一節　基本方針（第五条）
第二節　振興開発計画及びこれに基づく措置（第六条―第十条）
第三節　産業振興促進計画及びこれに基づく措置（第十一条―第二十条）
第四節　振興開発のためのその他の特別措置（第二十一条―第四十六条）

に、「第十一条・第十二条」を「第四十七条―第四十九条」に、「第四章　雑則（第十三条―第二十二条）」を「第四章　雑則（第五十条・第五十一条）第五章　罰則（第五十二条―第五十六条）」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み、小笠原諸島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに」に、「自立的発展並びに」を「自立的発展」に、「に資する」を「並びに小笠原諸島における定住の促進を図る」に改める。

第三章を削る。

第四章の章名を削る。

第二十二条を第五十一条とし、第二十一条を第五十条とし、第二十条を第四十六条とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章　小笠原諸島振興開発審議会

（小笠原諸島振興開発審議会の設置及び権限）

第四十七条　この法律の規定によりその権限に属させられた事項その他旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関する重要事項を調査審議するために、国土交通省に小笠原諸島振興開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関する重要事項につき、国土交通大臣に対し意見を申し出ることができる。

（審議会の組織等）

第四十八条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

2　委員は、関係地方公共団体の長及び議会の議長並びに学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

5　審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6　会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7　特別の事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に、臨時委員を置くことができる。

8　臨時委員は、当該事項に関し専門的知識を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

9　臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10　委員及び臨時委員は、非常勤とする。

11　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（審議会への報告）

第四十九条　国土交通大臣は、毎年、小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策について、審議会に報告するものとする。

第四章　雑則

第十九条を第四十五条とする。

第十八条第二項中「村」を「小笠原村」に、「都の」を「東京都の」に改め、同条第三項中「都」を「東京都」に改め、同条を第四十四条とする。

第十七条を第四十三条とし、第十六条を第四十二条とする。

第十五条第七項中「第十五条第五項」を「第四十一条第五項」に改め、同条を第四十一条とする。

第十四条を第四十条とし、第十三条の七を第三十九条とする。

第十三条の六の見出しを「（観光の振興及び地域間交流の促進についての配慮）」に改め、同条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「ため、」の下に「小笠原諸島における観光の振興並びに」を加え、同条を第三十八条とする。

第十三条の五中「医療の提供に支障が生じている場合には」を削り、「確保」の下に「、定期的な巡回診療」を加え、「小笠原諸島における」を削り、同条に次の二項を加える。

2　国及び地方公共団体は、小笠原諸島に居住する妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、当該妊婦が居住する島に妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所又は助産所が設置されていないことにより、当該妊婦が当該島の区域外の病院、診療所又は助産所に健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合における当該通院又は入院に対する支援について適切な配慮をするものとする。

3　東京都は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画を作成するに当たつては、小笠原諸島における医療の特殊事情に鑑み、小笠原諸島において必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

第十三条の五を第三十二条とし、同条の次に次の五条を加える。

（自然環境の保全及び再生についての配慮）

第三十三条　国及び地方公共団体は、小笠原諸島における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置について適切な配慮をするものとする。

（再生可能エネルギー源の利用の推進等についての配慮）

第三十四条　国及び地方公共団体は、小笠原諸島の自然的特性を踏まえ、小笠原諸島において再生可能エネルギー源を利用することが、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギー源の利用の推進について適切な配慮をするものとする。

2　国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間のエネルギーの利用に関する条件の格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図るため、小笠原諸島における石油製品の価格の低廉化に関する施策の推進について適切な配慮をするものとする。